

教政課第 82号  
教教課第499号  
教福課第155号  
令和4年8月4日

各課（室・所）長  
各 県 立 学 校 長 殿

教育政策課長  
教職員課長  
福利厚生課長

### 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮について（通知）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から令和4年7月25日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」が発出され、待機期間の5日を待たずに、2日目及び3日目の検査で陰性であった場合に、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする取扱いができることが示されています。

つきましては、濃厚接触者の待機期間を短縮する場合は、下記の別添資料及び既送付資料を参照の上、適切に行ってくださいようお願いいたします。

#### <別添資料等>

- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮について
- ・新型コロナ感染症（濃厚接触者）待機期間の短縮チェックリスト

#### <既送付資料>

- ・令和4年8月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡
- ・令和4年7月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

#### <抗原定性検査キット>

（県立学校、総合教育センター）

令和4年2月9日付け教政課第269号、教教課1033号、教福課第427号「オミクロン株濃厚接触者の待機期間の短縮について」により送付した抗原定性検査キットで不足する場合は、福利厚生課までご連絡ください。

（事務局）

事務局分は福利厚生課で保管しています。

#### <お問い合わせ先>

（待機期間短縮の報告に関すること）

教育政策課人事・法規担当

電話088-621-3208

教職員課県立学校人事担当

電話088-621-3133

（抗原定性検査キットに関すること）

福利厚生課

電話088-621-3175

## 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間の短縮について

### 1. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い

【原則】 最終曝露日（陽性者との接触等）を0日目として、5日間自宅待機、6日目に解除。

（7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認）



【特例】 最終曝露日（陽性者との接触等）から2日目と3日目の抗原定性検査で陰性が確認できた場合は、3日目から職場復帰可能

（7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認）

※ただし、症状がある場合は、医療機関を受診。

### 2. 基本的な流れ

#### （1）待機期間短縮の必要性の検討，報告

教職員 自身が濃厚接触者となった場合、速やかに所属に報告  
（※陽性者の同居家族は濃厚接触者）



所 属 ①教職員からの報告を受け、教育政策課へ濃厚接触者の発生について報告（事務局・教育機関の教職員のみ、県立学校の教職員は報告の必要なし）  
②待機期間短縮の必要性を検討し、必要性がある場合には、短縮方針を当該教職員に連絡の上、「新型コロナウイルス感染症（濃厚接触者）待機期間の短縮チェックリスト」【別添参照】に必要事項（基本情報）を記載し、教育政策課又は教職員課（※）に提出（写しを提出）

#### （2）待機教職員の健康確認，検査実施

各所属 ①教職員の自宅に検査キット（2日分）を送付（使用方法を説明）  
②（事務局のみ）福利厚生課へ連絡し、検査キットの払い出しを受ける。



教職員 自宅待機中、健康状況を所属に報告



所 属 聞き取った健康状況を「短縮チェックリスト」にを入れる



教職員 2，3日目の検査を実施  
（自ら撮影した検査結果の画像を所属へメール等で送付）



所 属 検査結果を確認（検査キットの結果は写真で保存）



所 属 ①検査結果と健康状況の確認により、短縮を最終判断し、本人に伝達  
②教育政策課又は教職員課（※）に判断結果を報告  
③各所属で「短縮チェックリスト」を5年間保存  
（事務局，教育機関のみ）「短縮チェックリスト」を福利厚生課へ提出  
※発症等でキットを一度も使わなかった場合は、提出不要  
※未使用キットがある場合は、教職員から回収



教職員 出勤

（※）事務局・教育機関の教職員，県立学校の事務職員は教育政策課へ，県立学校の教員は教職員課へ報告